

定款

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

1999年6月26日設立総会にて制定

最新の改訂認証 2011年4月6日

第6版 2011年1月22日改訂（2010年からの継続改訂）

第8版 2016年1月23日改訂

第9版 2019年1月26日改訂

改訂の履歴

版	制定・改訂内容等	東京都への届及び認証日
第1版	制定	1999年6月26日制定 1999年12月2日認証
第2版	事業の種類に有機農産物加工食品、 流通、販売の認証行為を追加	2000年6月22日認証
第3版	事業所所在地の変更	2004年7月27日届け
第4版	第3条 第4条 第5条 第13条	2004年1月及び6月総会 にて変更議決 2005年2月22日東京都 より認証
第4版のまま附則の追加	2007年1月26日総会で承認された 役員体制を追加	届出は、別に役員変更届 による。定款変更の届必 要なし
第4版のまま附則の追加	2008年2月21日総会で承認された 役員体制を追加	届出は、別に役員変更届 による。定款変更の届必 要なし
第4版のまま附則の追加	2009年1月23日総会で承認された 役員体制を追加、年会費改訂	届出は、別に役員変更届 による。定款変更の届必 要なし
第5版	第5条 (3) NOP認証の業務の追加	2009年5月9日臨時総会 にて変更議決 2009年9月21日認証

第6版(2010年総会変更) 第6版(2011年総会変更:2010年からの追加改訂)	第5条 事業ごとに項目を整理 有機肥料工場の認証をその他業務から明記 第6条 賛助会員の定義を事実に合わせて修正 定款全体を通じ、字句の訂正	2010年1月23日総会にて改訂を議決 2011年1月22日の総会で追加改訂 2011年4月6日認証
第6版のまま附則の追加	2011年1月22日総会で承認された役員体制を追加	届出は、別に役員変更届による。定款変更の届必要なし
第7版 2011年の総会は、第6版の追加改訂と第7版の改訂を同時に実施した。変更認証申請は、別になる。	第5条 有機酒類の認証業務を追加	2011年1月22日総会にて改訂承認 2011年12月21日認証
第7版のまま附則の追加	2013年1月26日総会で承認された役員体制を追加	届出は、別に役員変更届による。定款変更の届必要なし
第7版のまま附則の追加	2015年1月24日総会で承認された役員体制を追加	届出は、別に役員変更届による。定款変更の届必要なし
第8版	2016年1月23日 JAS法の名称の変更に伴い第5条(3)の法律名を改訂	2016年1月23日総会承認 2016年7月29日認証
第8版のまま附則の追加	2017年1月28日総会で承認された役員体制を追加	届出は、別に役員変更届による。定款変更の届必要なし
第8版のまま附則の追加	2018年1月27日総会で承認された役員の補充及び法人賛助会員の会費を追加	届出は、別に役員変更届による。附則は定款変更の届必要なし
第9版	第5条に「 <u>有機料理を提供する飲食店等の管理方法</u> 」に係る認証業務を追加、法律名の変更、「認定」を「認証」に変更、53条公告の方法を追加	2019年1月26日総会にて改訂承認

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区外神田六丁目15番11号に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、農業生産者、加工食品製造者及び消費者に対し、有機農業、有機食品産業の推進・啓発に関する事業を行い、健康に役立つ農産物・加工食品を拡大し、自然的・人的・社会的に持続可能な農業の発展と環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の種類の特定非営利活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

(1) 農業に関する研修会、講習会等の開催

(2) 農業に関する情報の収集、整理、提供

(3) 日本農林規格等に関する法律にもとづく食品及び飼料の生産、製造、小分け、流通、販売及びその方法などに係る認証業務

(4) 特別栽培農産物の認証

(5) 環境保全に寄与する農産物の適正生産に関する認証及び食品の生産流通販売に係る適正生産に関する認証

(6) ナショナル・オーガニック・プログラム（米国オーガニック法で承認された、その施行を目的とするプログラム）に基づく農産物（畜産物を含め、食用もしくは家畜飼料用の、加工の有無を問わないあらゆる農産品）の生産、取扱い（農産物の販売、加工及び梱包など）に係る認証業務

(7) 環境保全に寄与する有機肥料工場の認証業務

(8) 関連する他団体との交流

(9) 農業・健康・環境等の諸問題に対する技術支援・啓発活動

(10) 環境保全に寄与する有機酒類の製造、販売に係る認証業務

(11) 日本農林規格等に関する法律にもとづく「有機料理を提供する飲食店等の管理方法」に係る認証業務

(12) その他目的達成に必要な事業

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、本会の活動を支援するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、第3条に賛同し、かつ、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

2 理事長は前項の申込みがあったとき、そのものが第1項に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1)退会届を提出したとき
- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は正会員である団体が消滅したとき
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4)除名されたとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款等に違反したとき。
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事 7人～20人

(2)監事 1人～3人

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長1人～3人を置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときはその職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)理事の業務執行の状況を監査すること

(2)この法人の財産の状況を監査すること

(3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること

(任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき

(2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に
 弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員はその総数の3分の1の範囲内で報酬を受けることができる。
 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
 2 総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
 (1)定款の変更
 (2)解散及び合併
 (3)事業計画及び収支予算並びにその変更
 (4)事業報告及び収支決算
 (5)役員を選任及び解任、職務及び報酬
 (6)入会金及び会費の額
 (7)借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。
 第49条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 (8)事務局の組織及び運営
 (9)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。
 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
 (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の
 請求があったとき。
 (3)監事が第15条4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。
 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、
 その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した
 書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での議決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1)総会に付議すべき事項

(2)総会の議決した事項の執行に関する事項

(3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めるとき

(2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の表決)

第35条 理事会における表決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の議決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することが出来る。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3)審議事項

(4)議事の経過の概要及び議決の結果

(5)議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(構成)

第38条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

(1)設立当初の財産目録に記載された資産

(2)入会金及び会費

(3)寄付金品

(4)財産から生じる収入

(5)事業に伴う収入

(6)その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおりとする。
特定非営利活動に係る事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度毎に理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人の定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1)総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3)正会員の欠亡
- (4)合併
- (5)破産手続開始の決定
- (6)所轄庁による設立認証の取消

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公表についてはこの法人のホームページに掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長および職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑 則

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
3. この法人の設立当初の役員任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成12年12月31日までとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成11年12月31日までとする。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6. この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | | | |
|--------|----|--------|---------|
| (1)入会金 | 団体 | 10000円 | 個人はなし |
| (2)年会費 | 団体 | 10000円 | 個人3000円 |

(別 表) 設立当初の役員

理事長	鶴田 志郎
副理事長	本橋 克己
理事	佐伯 昌彦
	井出 教義
	戸村真喜夫
	笹森一萬夫
	飯塚 芳幸
	川上 紀夫
	松本 博美
	竹田 義昭
	宮城 繁雄
	進藤 陸夫
	井上 雄三
監事	菅沼 一雄
	浜田 亮

附則

2000年1月22日改定

会費

単独個人会員	年6,000円
グループ運営個人会員	年5,000円
個人賛助会員	年3,000円
法人賛助会員	年50,000円

役員 2000年1月22日総会にて選出 3月15日執行

理事長	川上紀夫
副理事長	竹田義昭
理事	小林達治
	齋藤修
	土居則子
	宮崎隆典
	松村喬
	加藤一隆
	佐伯昌彦
	笹森一萬夫
	本橋克己

監事	菅沼一雄
	浜田亮
	進藤睦夫

役員 2001年1月20日総会にて再任及び新規就任を承認

理事長	川上紀夫
副理事長	竹田義昭
理事	小林達治
	齋藤修
	土居則子
	宮崎隆典
	松村喬
	加藤一隆
	佐伯昌彦
	笹森一萬夫
	本橋克己
	野々康明

監事	菅沼一雄
	浜田亮
	進藤睦夫

役員 2003年1月25日総会にて再任及び新規就任を承認

理事長	川上紀夫
副理事長	井手教義
理事	小林達治
	土居則子
	齋藤 修
	松村 喬
	宮崎隆典
	野々康明
	加藤一隆
	笹森一萬夫
	本橋克己
	松尾満男
監事	菅沼一雄
	進藤睦夫
	北沢 尚

役員 2005年1月22日総会にて再任及び新規就任を承認

理事長	川上紀夫
副理事長	井手教義
理事	小林達治
	土居則子
	齋藤 修
	壽原克周
	宮崎隆典
	野々康明
	加藤一隆
	笹森一萬夫
	本橋克己
	佐伯昌彦
監事	菅沼一雄
	進藤睦夫
	北沢 尚

役員 2005年5月15日理事会にて、理事長交代、佐伯昌彦理事退任

理事長	齋藤 修
副理事長	川上紀夫
副理事長	井手教義
理事	小林達治

土居則子
壽原克周
宮崎隆典
野々康明
加藤一隆
笹森一萬夫
本橋克己

監事 菅沼一雄
進藤睦夫
北沢 尚

役員 2007年1月26日総会にて、再任及び新規就任を承認

理事長 齋藤修
副理事長 川上紀夫
副理事長 井手教義
理事 小林達治
理事 土居則子
理事 加藤一隆
理事 宮崎隆典
理事 笹森一萬夫
理事 野々康明
理事 壽原克周
理事 本橋克己
理事 須永幸彦

監事 進藤睦夫
監事 宮沢正和

役員 2008年2月21日総会にて、土居則子理事退任、和泉真理理事就任

理事長 齋藤修
副理事長 川上紀夫
副理事長 井手教義
理事 小林達治
理事 加藤一隆
理事 宮崎隆典
理事 笹森一萬夫
理事 野々康明
理事 壽原克周
理事 本橋克己

理事 須永幸彦
 理事 和泉真理

監事 進藤陸夫
 監事 宮沢正和

会費 2009年1月23日改訂

<認定を受けていない会員>

個人会員 年6,000円
 グループ運営個人会員 年5,000円
 法人会員 年50,000円
 法人賛助会員 年10,000円
 賛助会員 年3,000円

<認定を受けている会員>

個人会員 年10,000円
 グループ運営個人会員 年9,000円
 法人会員 年50,000円

役員 2009年1月23日総会にて、小林達治理事及び壽原克周理事退任、石谷孝佑理事、内山和夫理事、山本伸司理事、飯塚芳幸監事就任

理事長 齋藤修
 副理事長 川上紀夫
 副理事長 井手教義
 理事 加藤一隆
 理事 宮崎隆典
 理事 笹森一萬夫
 理事 野々康明
 理事 本橋克己
 理事 須永幸彦
 理事 和泉真理
 理事 石谷孝佑
 理事 内山和夫
 理事 山本伸司
 監事 進藤陸夫
 監事 宮沢正和
 監事 飯塚芳幸

役員 2011年1月22日総会にて、笹森一萬夫理事及び野々康明理事退任、川上政彦理事就任

理事長	齋藤修
副理事長	川上紀夫
副理事長	井手教義
理事	加藤一隆
理事	宮崎隆典
理事	本橋克己
理事	須永幸彦
理事	和泉真理
理事	石谷孝佑
理事	内山和夫
理事	山本伸司
理事	川上政彦
監事	進藤睦夫
監事	宮沢正和
監事	飯塚芳幸

役員 2013年1月26日総会にて、飯塚芳幸監事退任、宮沢喜好理事及び飯島和宏監事就任

理事長	齋藤修
副理事長	川上紀夫
副理事長	井手教義
理事	加藤一隆
理事	宮崎隆典
理事	本橋克己
理事	須永幸彦
理事	和泉真理
理事	石谷孝佑
理事	内山和夫
理事	山本伸司
理事	川上政彦
理事	宮沢喜好
監事	進藤睦夫
監事	宮沢正和
監事	飯島和宏

役員 2015年1月24日総会にて、本橋克己理事、山本伸司理事、宮沢正和監事退任、高橋宏通理事、本橋克晴理事、久津間紀道監事就任

理事長	齋藤修
-----	-----

副理事長	川上紀夫
副理事長	井手教義
副理事長	和泉真理
理事	加藤一隆
理事	宮崎隆典
理事	須永幸彦
理事	石谷孝佑
理事	内山和夫
理事	川上政彦
理事	宮沢喜好
理事	高橋宏通
理事	本橋克晴

監事	進藤睦夫
監事	飯島和宏
監事	久津間紀道

役員 2017年1月28日総会にて、井手教義理事、須永幸彦理事、内山和夫理事退任、菅野昌英理事就任

理事長	齋藤修
副理事長	川上紀夫
副理事長	和泉真理
理事	加藤一隆
理事	宮崎隆典
理事	石谷孝佑
理事	川上政彦
理事	宮沢喜好
理事	高橋宏通
理事	本橋克晴
理事	菅野昌英

監事	進藤睦夫
監事	飯島和宏
監事	久津間紀道

役員 2018年1月27日総会にて、飯野晃子理事、大山利男理事、佐藤誠理事就任

理事長	齋藤修
副理事長	川上紀夫
副理事長	和泉真理
理事	加藤一隆

理事 宮崎隆典
 理事 石谷孝佑
 理事 川上政彦
 理事 宮沢喜好
 理事 高橋宏通
 理事 本橋克晴
 理事 菅野昌英
 理事 飯野晃子
 理事 大山利男
 理事 佐藤誠

監事 進藤睦夫
 監事 飯島和宏
 監事 久津間紀道

役員 2019年1月26日総会にて、川上政彦理事が退任。理事13名、監事3名再任。

理事長 齋藤修
 副理事長 川上紀夫
 副理事長 和泉真理
 理事 加藤一隆
 理事 宮崎隆典
 理事 石谷孝佑
 理事 宮沢喜好
 理事 高橋宏通
 理事 本橋克晴
 理事 菅野昌英
 理事 飯野晃子
 理事 大山利男
 理事 佐藤誠

監事 進藤睦夫
 監事 飯島和宏
 監事 久津間紀道

これは、当法人の定款である。

東京都千代田区外神田六丁目15番11号

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会

理事 齋藤 修